

改 正 案

現 行

<p>(営業所等の設置等の届出等) 第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 銀行は、法第八条第一項の規定による代理店の設置又は廃止をし ようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官 等に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(外国における代理店の設置等の認可の申請等) 第九条の三 (略)</p> <p>2 金融庁長官等は、前項の規定による代理店の設置の認可の申請が あつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するもの とする。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(営業所等の設置等の届出等) 第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 銀行は、法第八条第一項の規定による代理店(当該代理店の支店 (代理店である金融機関の営業所(第十七条、第十九条の二、第三 十四条の二十六及び第三十五条において「金融機関代理店」という)を除く。)を含む。)の設置又は廃止をしようとするときは、 届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければ ならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>4 前項に規定する「金融機関」とは、銀行、長期信用銀行(長期信 用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期 信用銀行をいう。以下同じ。)(その他金融庁長官が別に定める金融 機関をいう(第九条の三第二項及び第十七条において同じ。))。</p> <p>(外国における代理店の設置等の認可の申請等) 第九条の三 (略)</p> <p>2 金融庁長官等は、前項の規定による代理店の設置の認可の申請が あつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するもの とする。</p> <p>一～五 (略)</p>
--	--

六 当該代理店（保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下この項、次項及び第十三条において同じ。）及び証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下この項及び次項において同じ。）が代理店であるものを除く。）において営む代理業務が法第十条第一項各号に掲げる業務その他顧客の利便に照らし必要なものとして金融庁長官が定める業務であること。

七 当該代理店（保険会社が代理店であるものに限る。）において営む代理業務が資金の貸付けであること。

八 当該代理店（証券会社が代理店であるものに限る。）において営む代理業務が法第十条第二項各号に掲げる業務（証券取引法第三十四条第一項第十号に掲げる業務に限る。）又は法第十一条に掲げる業務であること。

九（略）

十 代理店になろうとする者が法人（金融機関等を除く。）である場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ〜ハ（略）

十一 代理店になろうとする者が銀行、長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）又は次項に規定する金融庁長官が別に定める者である場合には、当該銀行、長期信用銀行又は金融庁長官が別に定める者が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ・ロ（略）

六 当該代理店において営む代理業務が法第十条第一項各号に掲げる業務その他顧客の利便に照らし必要なものとして金融庁長官が定める業務であること。

（新設）

（新設）

七（略）

八 代理店になろうとする者が法人（金融機関を除く。）である場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ〜ハ（略）

九 代理店になろうとする者が金融機関である場合には、当該金融機関が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ・ロ（略）

十二 代理店になろうとする者が保険会社である場合には、当該保険会社が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(新設)

イ 代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人材を確保していること。

ロ 代理店になろうとする保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令(平成十二年総理府・大蔵省令第四十五号)第一条第一項又は第四条第一項の表の非対象区分に該当するものであること。

十三 代理店になろうとする者が証券会社である場合には、当該証券会社が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(新設)

イ 代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人材を確保していること。

ロ 代理店になろうとする証券会社の証券取引法第五十二条第一項(外国証券業者に関する法律第二十条において準用する場合を含む。)に規定する自己資本規制比率が百二十パーセント以上であること。

十四 (略)

十 (略)

(新設)

3 前項第十号に規定する「金融機関等」とは、銀行、長期信用銀行、保険会社、証券会社その他金融庁長官が別に定める者をいう(第十七条において同じ)。

4 (略)

3 (略)

(代理店の業務の適切性等を確保するための措置)

(代理店の業務の適切性等を確保するための措置)

第十条 法第八条第三項に規定する銀行が代理店の業務の健全かつ適

第十条 法第八条第三項に規定する銀行が代理店の業務の健全かつ適

切な運営を確保するために講じなければならない措置は、当該代理店が前条第二項第三号から第十四号までに掲げる基準を満たすために必要なものとする。

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一～四 (略)

五 保険業法第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約

2～4 (略)

(臨時休業の届出等)

第十七条 (略)

2 法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合には、次に掲げる場合とする。

一～四 (略)

五 代理店である金融機関等(銀行及び長期信用銀行が代理店であるものに限る。)において当該代理店の業務の全部又は一部の休止に伴い銀行の業務の全部又は一部を休止する場合

3 (略)

(銀行の子会社の範囲等)

切な運営を確保するために講じなければならない措置は、当該代理店が前条第二項第三号から第十号までに掲げる基準を満たすために必要なものとする。

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一～四 (略)

五 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約

2～4 (略)

(臨時休業の届出等)

第十七条 (略)

2 法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合には、次に掲げる場合とする。

一～四 (略)

五 金融機関代理店において当該代理店である金融機関の業務の全部又は一部の休止に伴い銀行の業務の全部又は一部を休止する場合

3 (略)

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (一) (略)

三 法第十条第二項に規定する業務(同項第八号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号、第五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三の二 (略)

十の二 特定の販売業者又は役務提供事業者(以下この号において「販売業者等」という。)から商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受けることができる金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号において同じ。)(又は数量の情報を、これを利用して商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者)(以下この号において「利用者」という。)(から当該金額又は数量に応ずる対価を得て、電気通信回線に接続している自らの使用に係る電子計算機に記録し、又は当該利用者の使用に係る電子計算機に送信し、当該利用者が当該販売業者等から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けた場合に、これに応ずる金銭を当該販売業者等に交付する業務

十一 (三六) (略)

三 (七) (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第十七条の三 (略)

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (一) (略)

三 法第十条第二項各号に規定する業務(同項第八号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号、第五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三の二 (略)

(新設)

十一 (三六) (略)

三 (七) (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四（略）

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。次条及び第十七条の七において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六（略）

2～5（略）

（法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）
第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～九（略）

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十九条の二（略）

2～4（略）

5 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、

第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四（略）

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。第十七条の七において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六（略）

2～5（略）

（法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）
第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～九（略）

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式等の所有

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十九条の二（略）

2～4（略）

5 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、

次に掲げる営業所とする。

一 銀行（代理店を含む。次号において同じ。）の無人の営業所

二（略）

（削る）

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六（略）

2 前項の規定にかかわらず、外国所在銀行持株会社は、当該外国所在銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在銀行持株会社の子会社である銀行（代理店を含む。）に第四項第一号及び第二号において同じ。）の営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3（略）

4 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

一・二（略）

（削る）

（届出事項）

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

次に掲げる営業所とする。

一 銀行（代理店（第三号に掲げるものを除く。）を含む。次号において同じ。）の無人の営業所

二（略）

三 銀行の金融機関代理店

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六（略）

2 前項の規定にかかわらず、外国所在銀行持株会社は、当該外国所在銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在銀行持株会社の子会社である銀行（代理店（金融機関代理店を除く。）を含む。次項並びに第四項第一号及び第二号において同じ。）の営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3（略）

4 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

一・二（略）

三 銀行持株会社の子会社である銀行の金融機関代理店

（届出事項）

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇六の三 (略)

七 銀行の営業所(代理店の営業所を含み、臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。)の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間を変更しようとする場合(同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。)

八〇二七七 (略)

一〇六の三 (略)

七 銀行の営業所(金融機関代理店以外の代理店の営業所を含み、臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。)の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間を変更しようとする場合(同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。)

八〇二七七 (略)